

## アットエアコン延長保証サービス 規約

アットエアコン延長保証サービス（以下、「本サービス」といいます）に加入されたお客様（以下、「加入者」といいます）が事前に登録した本サービスの各種プランにおける対象商品（以下、「本製品」といいます）において故障・不具合が発生した場合、本製品のメーカー保証に記載された内容および以下の各条項の内容に定めるところに従い、当社にて本サービスを提供します。

### 第1条 サービスの内容

1. 本サービス保証期間中に発生した故障・不具合に対する修理に関わる一連の作業を当社の費用負担にて行います。（修理に係る部品代、出張費、技術料、取付け・取外し費用を含む）
2. 当社の判断により、修理を行わず既存品と同等の代替品に交換する場合があります。この場合、代替品のメーカー及び機種等の指定はできません。

### 第2条 サービス範囲

1. 本サービスの対象は、保証期間中に本製品の取扱い説明書や本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用したにも関わらず、発生した故障・不具合による本製品のメーカー保証規定で保証対象となるものとします。（ただし、第6条に定めるものは除く）
2. 本サービスの適用除外となる故障・不具合の場合、修理費用（部品代金、出張費、技術料、修理見積費用等）は加入者の負担となります。

### 第3条 サービスの契約成立

本サービスにお申し込み後、所定のサービス料金の決済完了をもってサービス契約成立となります。  
なお、本サービスの開始日は対象機器が設置・取付された日といたします。

### 第4条 サービス期間

1. 本サービスの保証期間は、前条に定める開始日より10年経過した日の翌月末日までを保証期間とします。なお1年以上のメーカー保証がついている場合でも本サービスの保証期間に変更はありません。
2. メーカー初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合、または第1条2項の定めにより代替品を提供した場合であっても本サービスの保証期間に変更はありません。

### 第5条 サービスの終了

次の各号に該当する場合には本サービスは終了となります。

- (1) 本サービス保証書に記載の保証期間が満了した場合
- (2) 保証期間満了前に当社に連絡なく、本製品を第三者へ譲渡された場合
- (3) 保証加入時に設置した住所から移設した場合（弊社工事、他社工事に関わらず）

### 第6条 適用除外

次の各号に該当する場合には本サービスの適用除外とします。

- (1) エアコンが設置されている住所及び管理番号（室内機全面パネルに貼付）が分からない場合
- (2) 加入者が当社以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をされた場合
- (3) 修理依頼を受けた当社が、故障・不具合を確認できなかった場合
- (4) 修理依頼が本サービス有効期間経過後になされた場合
- (5) 加入者又は第三者の故意又は過失による故障・不具合の場合
- (6) メーカー保証の対象外である加工、改造に起因する故障・不具合の場合
- (7) メーカー取扱説明書に記載される本製品の使用者が行うべき調整
- (8) 本製品設置後の移設、及び落下等によって生じた故障・不具合の場合
- (9) 火災、落雷、凍害、その他天災による故障・不具合の場合
- (10) 異常環境（水質・水圧・電圧等）、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・不具合の場合
- (11) 乾電池、フィルター等の消耗品、又はメーカー指定消耗品の交換
- (12) 経年変化、若しくは使用損耗により発生する変質、変色、褐色、へたり、その他類似の故障・不具合の場合
- (13) 本製品の機能及び使用の際に影響のない故障・不具合の場合
- (14) メーカー・リコール後の該当部品及びリコール部位にかかる本製品の故障・不具合の場合
- (15) 動物・植物等の外部要因による故障・不具合の場合
- (16) 戦争・外国の武力行使、革命、内乱に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
- (17) 本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施工に起因する故障・不具合の場合
- (18) 代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車等の特殊な工事費用、及び旧商品のリサイクル費用
- (19) お住いの新築時等に加入者自らが支給した住宅設備等及びその設置工事に起因する故障・不具合の場合

## 第7条 間接損害の除外

次の各号に該当する損害については本サービスの適用除外とします。

- (1) 本製品の故障・不具合に起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます）
- (2) 本製品の故障・不具合に起因して他の財物（ソフトウェア等）に生じた故障、損傷等の損害
- (3) 本製品の故障・不具合に起因して本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによつて生じた損害

## 第8条 解約

本サービスは原則として解約はできません。なお、お住いを第三者に譲渡される場合（相続や贈与等による譲渡を含む）においては、第9条の規定に基づき、保証継承手続きをいたします。

## 第9条 譲渡等による保証の継承

加入者がお住まいを第三者に譲渡されるなどの場合（相続や贈与等による譲渡を含む）は、譲渡の日から

3 カ月以内に当社へ文書にてお申し出ください。当社では、お住まいを譲り受けた方に対して確認の上、残存期間の保証継承手続きをいたします。

#### **第10条 その他注意喚起**

加入者は本サービスにお申込みをいただいた時点で本規定に同意いただいたものとします。

#### **第11条 個人情報の取扱いについて**

加入者の個人情報は、当社のホームページに記載された「プライバシーポリシー」に則り、お取扱いいたします。

※エアコンの故障時は

エアコン室内機下部に貼付されている専用フリーダイヤルまでお電話ください。

株式会社アットエアコン  
愛知県名古屋市中村区中村町 2-99-2